

新計画策定会議国際問題検討WG(第3回)議事概要

1. 日 時 平成17年4月11日(月)14:00~17:00
2. 場 所 虎ノ門三井ビル(2階) 原子力安全委員会 第1、2会議室
3. 議 題
  - (1)原子力利用に関する国際展開のあり方
  - (2)国際問題検討ワーキンググループにおける論点の整理
  - (3)その他
4. 配布資料
  - 資料第1号 原子力に関する国際展開のあり方
  - 資料第2号 原子力産業の国際展開に関する提言(案)
  - 資料第3号 委員からいただいたご意見について
  - 資料第4号 国際問題検討ワーキンググループにおける論点の整理(素案)
  - 資料第5号 新計画策定会議 国際問題検討WG(第2回)議事録
  - 資料第6号 御発言メモ
5. 出席者
  - WG委員:内藤委員(座長)、遠藤顧問、竹内代理、神田委員、鈴木委員、須藤委員、宅間委員、千野委員、齊藤代理、武黒代理、山名委員
  - 原子力委員:近藤委員長(新計画策定会議議長)、齋藤委員長代理、木元委員、町委員、前田委員
  - 内閣府:戸谷参事官、後藤企画官、森本企画官、犬塚補佐
6. 議事概要

まず、内藤委員(座長)の冒頭挨拶の後、事務局より原子力に関する国際展開のあり方について、続いて宅間委員より、日本原子力産業会議において検討された「原子力産業の国際展開に関する提言」案について、それぞれ配布資料に沿って説明の後、議論が行われた。さらに、事務局より国際問題検討ワーキンググループにおける論点の整理(素案)について、配布資料に沿って説明の後、議論が行われた。

  - (1)原子力に関する国際展開について
    - ・ 二国間協定の締結は、実際の必要が生じた時に、というのが一般的な考え方であるが、一方、原子力発電の場合、相手国の基盤整備、法整備、人材育成等を支援していくために長い時間が必要であり、必要ならば、二国間原子力協定あるいは協力合意の枠組み等を早期に締結することが望ましい。
    - ・ 今回の中国の原子力発電プラントへの入札に際して、国が明確な支持の姿勢を示したこ

とは適切。また、日本の産業界が、当面は米国と組んで輸出展開する動きは、技術ライセンス、燃料供給等の点を考慮して適切である。さらに、将来の戦略を産業界としても検討していく必要がある。

- ・ 日本からは、メーカーの設計・建設から電力会社の運転・保守ノウハウまでを安全と核不拡散を前提に1セットにした形での国際展開が特色としてあり得る。また、将来的には、日本ブランドの中小型炉が他国製品と市場で争うようになることが考えられる。
- ・ 国際展開は、日本の技術力や人材の維持・継承には有効で、ひいてはそれが安定した国内の電力の確保に繋がっていく。また、日本の原子力産業の国際競争力を高めることが重要で、そのためには技術力や人材の維持・継承が必要。
- ・ 原子力賠償制度について、輸出先に原子力賠償国際条約加盟を求めると、「日本も加入していないではないか」と言われる恐れがある。日本は、国内法で制度を整備しているものの、条約加入についていずれ議論しなければならないとの意見があったが、一方で、日本としては補完条約のみに加入する方法を含め様々な対応方法があり得る、とされた。
- ・ 日本からの原子力プラント輸出に当たっては、相手国からフロントエンド、バックエンドサービスの提供を求められた際の検討が必要との意見があった。一方、産業界からは、これらについては現時点ではまずは国内対応に取り組んでいる段階にあること、また、基本方針としては、既に論点整理に掲げられた方針に沿った対応をすることが適切と考えられる、との意見があった。

## (2) ワーキンググループにおける論点の整理について

### 総論

- ・ 国際問題は単独で存在するのではなく、既に新計画策定会議の中でまとめられた国内の原子力発電計画や核燃料サイクル等の方針が基本にあり、そこから国際問題にどう対応するか、という視点を追加することが適切。

### 核不拡散体制の維持・強化

- ・ 日本の核不拡散政策の姿勢として「核不拡散文化」という言葉を用いても良い、との意見があったが、「文化」のもつ日本語のニュアンスは、英語の「culture」がもつ国際的な意味とずれており、また、日本語として未だ成熟した表現ではなく、慎重な扱いとすべきとされ

た。

- ・ 日本の核不拡散に対する基本方針は、核不拡散政策の明確化、IAEA保障措置の着実な実施及び輸出管理の遵守・強化、及び、拡散に対する安全保障構想の3点を中心にある。そのほかの個別具体的な論点に関しては、この基本方針に基づいて適切に対処していくべきである。
- ・ 現在、提案されている核燃料サイクルへのマルチラテラル・アプローチ(MNA)等についても、今後の国際的議論の方向は定まっておらず、日本としては、その検討につき消極的になるべきではなく、むしろ上記基本方針に照らして、対応するということが適切。

#### 国際協力

- ・ アジアを対象とすることに異存はないが、「地政学的に遠い国」についても考慮が必要。
- ・ 協力対象国に関する考え方の中には、NPT非加盟国との協力もルールを決めて明記することも一案。
- ・ 原子力分野の途上国協力へのODAの活用につき、円借款などにより、原子力発電導入国を支援していくには、様々な観点からの検討・議論がさらに必要であるが、一方で、技術協力に関してはエネルギー対策上も環境対策上も、ODAの活用をすることをタブー視してはならない。
- ・ 各種協定の枠組みによる交流のみならず、学术界での非常に広い知識の国際交流、共用活動が基本をなしていることの認識が必要である。
- ・ 地球温暖化対策の第二約束期間において、原子力発電をCDMに入れることに積極的に取り組むという旨を追記した方が良い。

なお、原子力に関する国際展開のあり方に関しては、上記(1)の通り。

以上